

大神氏合祀墓誌銘（二）

編集 汐月三代吉

（会員・佐伯市野岡区）

解説 木許博

（会員・佐伯市木立）

まえがき

郷土佐伯の歴史のシンボル梅牟礼城にまつわる佐伯氏滅亡の悲話は、民間の歴史書（例えば『大友興廢記』『梅牟礼実録』）とか、言いつたえなどにより語りつがれているが、それが金石文として、部分的に欠損はあるものの、長年月にわたって残されてきているのが、西野の千代鶴ゆかりの地蔵台石に刻まれた「大神氏合祀墓誌銘」である。四百六十六年前の出来事を、今から丁度一百年前、柏江の江国寺の住職が書いたもので、高さ四十五センチ、幅四十一センチの凝灰岩の四角の石、四面にわたり七百九十六字が刻まれていてる。

この墓碑銘は昭和三十八年佐伯史談会により発見され、その記述については、既に昭和三十九年ごろ、益田学先生の採拓・訓読、および羽柴弘先生の編集、印刷による特集号や昭和五十六年の清田義雄先生の採拓による拓本解の正誤表資料が発表され、また平成元年の佐伯市教育委員会発行の『佐伯氏一族の興亡』中にも取り上げられている。

しかし、かなり欠損があり、文字が消えていたり、異体字が多く使われたり、意味の難解な語句があつたりで、解説不完全のまま経過してきた。

木許先生はこれらの資料を通して検討するうちに、いくつかの疑問点や問題点に気づき、自分でたびたび碑文の確認をし、また宮下良明氏等と共に新たに拓本を探り、さらに『大友興廢記』『梅牟礼実録』等の古記録、先輩の研究記録などを分析・参照しながら銘文中の不明部分について解説につとめてきた。

今回の発表によってこの墓誌銘が一人でも多くの人に読まれ、理解され、佐伯の歴史が永く後世の人びとに受け継がれ、顕彰されるよう心から念願するものである。

【注】

注①

(イ) 碑の読み方と意味

大神氏合祀墓誌銘（おおがしごうしばしめい）
大神||『大分の歴史』②に中野幡能氏は「おおが」とふりがなをつけている。

大和大三輪氏の後である大神（オホミワ）氏を九州では中世以後「オホガ」（オーラ）といった「姓氏家系大辞典」。

大神氏合祀||大神氏の始祖からの歴史的叙述が前半を占め、惟治千代鶴父子を合わせ祀る。

(ロ) この墓誌の記述のよりどころ

「最近下堅田西野で我々同人が見出した大神氏合祀墓誌銘も、『興廢記』をもとに記されている」

『大友興廢記』は佐伯氏に関する殆ど唯一の記録

澄夫

(ロ) 「臼杵近江守長景、探題（義鑑）の命を請け、総勢二万余の人数を引きつれ、明くれば大永七年正月府内を打立・津久見・床木に着きにける」

『梅牟礼寒錄』

*なお『梅牟礼寒錄』は『大友興廢記』の記述をもとに記されている。

〔佐伯氏の討伐〕

(イ) 「佐伯氏は大神系緒方氏の流れをくむ豊後土着

天神氏

『興廢記』

(ハ) 「其後、臼杵近江守長景侍大将にて二万余の勢を大永七年十月上旬に佐伯梅牟礼の城へ差向ける」

の武士・鎌倉時代以来、佐伯荘を地盤とし、海部郡南郡一帯に大きな勢力を張った。いうならば豊後生えぬきの武士であり、・・梅牟礼城は十六世紀の初めにはすでに築かれていたようである。『大友興廢記』や『梅牟礼寒錄』をみると佐伯惟治は魔法に長じ、大友氏の呼び出しに出仕しなかった。・・嫡子の千代鶴を大友家にまねて御曹子と呼んだ、・・こんな話が生まれたのも、惟治の半独立ぶりがもとになつたからではなかろうか。要するに大友氏にとっては、早晚たたかねばならない目の上のタンコブであった』『大分の歴史』④戦国大名大友氏 渡辺

二 豊後大神氏

(イ) 「大神良臣（大和大神氏の出）は仁和二年（八八六）に

任満ちて職を去ろうとするときに、百姓等が請うて
留めたために再任した。寛平五年（八九三）再び帰
京の際、百姓達は惜しみ慕つたので、その子の庶幾
を残して大野郡領にした。この庶幾の子が大神惟基
である」（但し正史にはその資料は見えない）渡辺

澄夫・『大分市史』「次の本もみな同じ立場をとる

『豊日志』『日本三代実録』『豊後国志』『大友興
廢記』『梅牟礼実録』『豊後史蹟考』（明三八・佐
藤藏太郎）『豊後小志』

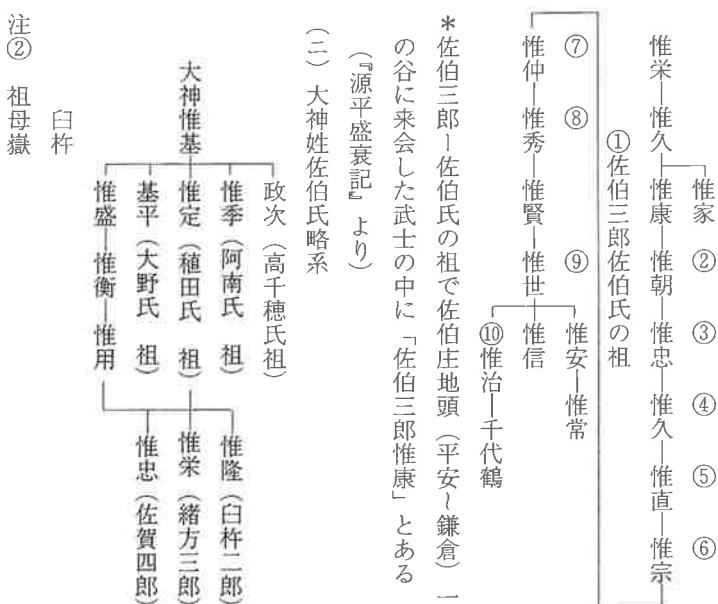
*良臣と惟基の間には一世紀のへだたりがある。

(口) 大神氏系図の四つ

①、大神良臣の孫とする説 ②、都の貴族の女の子
孫とする説 ③、祖母岳大神の子という説 ④、②
③が入りまじっている説 〔『大分の歴史』（2）〕

(ハ) 佐伯氏略系図 〔碩田叢史本による〕〔大分県郷土

資料集成系図篇〕〔『大分の歴史』（2）〕



神武天皇は葦不合尊の第四の御子なり。故に豊玉姫

海神の姫、豊玉姫と号す。

注(2)

祖母嶽

白杵

豊後国祖母嶽大明神は鵜茅草葦^{うがやふきあえずのみこと}不合尊の御母にて

は神武天皇の祖母たるによつて山を祖母嶽と名づけた

り（『梅牟礼実錄』）

注③ 桓武帝・化而通之

（イ）『柳田國男全集』卷八（三三一ページ）

所謂三輪式神話の末の流れ、大蛇が美しい娘の婿になつて通うた・人間の幸福を支配する神靈の存在を想像し、是れに奉仕し、又外戚の親を結ぶことを家の誇りとするまでの伝説を生じたものが、後には環（おだまき）の末に針を着けて、その鉄氣の毒を以て相手の身を傷つたことを説き・

（ロ）『梅牟礼実錄』巻の上

人皇五十代桓武天皇の御宇に当つて、堀川大納言儀鑑公（藤原伊周）故有つて豊後国緒方庄に配流せらる宇田村に於いて、姫後誕生有り。名を花の本と号す。ここに不忠議あり。祖母嶽大明神和光の塵に交り、化人の美なるに現はし、密に大納言の息女に通ひ給う。

（ハ）『平家物語』（おだまき）

豊後国の片山里のおんなのもとに狩衣姿の男が通つてくる。朝帰りする男のあとをつけると、日向国高千穂明神の化神である姫岳の大蛇であつた。月満ちて生

まれた子をあかがり太太と言い子孫が惟栄である〔『大分の歴史』（2）〕

注④ 漢祖・

（イ）史記

高祖沛豊邑中陽里人。姓劉氏。字季。父曰太公。母曰劉媼。其先、劉媼嘗息大澤之陂、夢與神遇。是時雷電晦冥。太公往視、則見蛟龍於其上。已而有身、遂產高祖。〔『高祖本紀』卷八〕

『高祖は沛の豐邑中陽里の人なり。姓は劉氏。字は季。父を太公といい、母を劉媼と曰ふ。其の先、劉媼嘗て大澤の陂に息ひ、夢に神と遇ふ。是の時雷電して晦冥なり。太公往きて視れば、則ち蛟龍を其の上に見る。已にして身（はら）めるあり、遂に高祖を産む。』

（右の文に統いて「左股有七十二黒子」（左の股に七十二の黒子『ほくろ』があつた）などの記述がある。黒子一墓誌銘には「鱗」とある）

（ロ）十八史略

〔漢太祖高皇帝〕堯の後、姓劉氏、名邦、字季・母媼息大澤之陂、夢與神遇。・・父太公見蛟龍其上。已産劉季・左股有七十二黒子。〔西漢〕

史記—司馬遷作、中国の歴史書、紀伝体（帝王、

個人の伝記に分類）で書いてある。百三十

卷。

十八史略—曹先之撰、中国の歴史書、編年体

（年月の順を追つて記す）で書いてある、中国四千年の歴史が載る。

注⑤ 「大神惟基という人物」（佐脇貫一『佐伯史談』

四十四号 昭四三）

（論文の要旨を箇条的に略記してみると）

*『大友興廢記』（寛永十二年一六三五）、杉谷宗重
や『梅牟礼実録』にある「大神氏始の事」は海部族の
共通神話である大三輪神話に結びつけた伝説である。
強いていえば、『興廢記』剣の巻の要約が「実録」である。

*惟基の生年、（1）宇多天皇寛平五年（八九三）、
(九十三歳で没)『佐伯志』(2)嵯峨天皇弘仁二
年辛卯(八一二)、又後一条万寿元年(一〇一四)

『興廢記』

*大神姓佐伯氏の系統「緒方系譜考」、「豊後事績考」

大神朝臣良臣（中央貴族の出身）—庶幾—惟基
(右の系図を挙げ、注①(大神氏) (イ) の記述

と同様の説明がしてある)

*天慶二年（九三九）—四年（九四一）、豊後水道沿
岸を略奪、官舎を破り、貢租を横領、ために断罪をう
ける。

大唐の珍物、綾羅錦繡、九州の土産、金銀珠玉を大
船数艘に載し、五男臼杵大夫惟盛、父の名代として参
内『興廢記』（このようにして罪をあがなつた）

*大神姓佐伯氏系図『碩田叢史』

大神惟基、從五位下豊後肥後日向守。母四穂田庄司
太太夫女。祖母嶽大明神権化太夫野合新生也。弘仁二
年辛卯（八一二）三月五日生。（一説後一條院万寿元
年（一〇一五）六月朔日）三十歳時、大番役内裏鎮火災、
依忠勤承和七年庚申（八四〇）八月二十八日、始被補任
大神朝臣。從五位下、左兵衛守。四十八歳時豊後守。
五十一歳宣下參洛賜死。時辞世歌徵感蒙勅許、加之被
任權大納言。從三位昇殿。豊後國賜五職檢帶下向。鳥
羽院元永戊戌（一一一八）十一月没、享年九十三歳。

*惟基の祖母嶽大明神説は、惟基が大野、海部、大分、
直入各郡を拝領したことを正当化し、人民を帰伏させ
るため、父方に伝わる大三輪神話を焼きなおしてこし

らえた説話。彼は藤原純友（天慶二年反乱）を利用し
て時代の覇者となろうとした？

注⑥ 包茅不貢

（イ）「楚貢包不入、王祭不具、是以來貴」『史記』

齊太公世家第三

楚の国の貢ぎ物である包茅が王室に納入されない
ので周王室の祭祀の物が整わない。「楚の成王の使
者が、『なぜ我が国を侵略するのか』と尋ねたのに
対し管仲＝斉の宰相＝が答えたことば」

（ロ）「惟基」恣に、賦斂、朝廷の饗物を止む」

『梅車札実録』

注⑦ 奏和歌

さるほどに清和天皇の御宇、貞觀三年に惟基を上洛
すべき旨諭旨によつて勅命もだし難く参洛す。四
条宿所にありて惟基勅使に向かつて申上の歌に
惟基が都もうでのから衣首かみよりやたちそめにけ
ん

（私は京に上り天子に拝謁するが、さつそくに死を
賜わることになるのだなあ）

帝出御あり。汝は円筒の遠島の戎と思ひし所に、か

注⑧ 緒方惟栄

*惟栄時代に平家の世乱れ一門悉く帝都を去り、八十
一代安徳天皇の鳳輦西海の波に浮べ・・豊前国宇佐宮
に籠給ひき。惟栄平氏に恨み有りて、豊後国より諸勢
を引率して、平家の一門を悉く宇佐の宮より追出し奉
る。惟栄軍兵の中に無道の徒兵有りて、宇佐宮に放火
す。山徒是を怒つて南都北嶺の諸山一つに成つて訴訟
審聞に達す。是に於いて逆鱗はなはだし。又義経に一
味し九州下向の志に付いて頼朝公の御にくしみあ
り・・・上野国沼田庄に配流せらる『太友興廢記』。

*治承五年（一一八一）平氏に対して謀反ののろしを
あげ、宇佐神宮の神宝奪取、焼き打ちの事件（元暦元
年・一一八四）を起こして朝野を驚かせた・・緒方莊
を放逐された『大分の歴史』（2）。

*惟栄の終末については諸説あるが、義経に味方した
かどで豊後大神一族の活動は史上から消える〔同〕

〔次の諸本も皆同じ立場である〕『吾妻鏡』『上野国志』

『大神系図』『鎮西要略』『速見郡史』『両豊記』他】

* 緒方一「身に蛇の尾の形、鱗あり」『源平盛衰記』

注⑨

(イ) 吉例雨(きつれい)

佐伯の家代々出陣あるいは物詣で、催す度毎に雨降るなり。これ家の吉例なり。

蛇孫を享たる奇特か。蛇は水を得て生きずという、このいわれなり『大友興廢記』

(ロ) 濱登の脇差の事

佐伯蒲戸といふところに船を浮かべ遊興ありしとき、脇差鞘を走りて大海に入る。海人を入れたずぬれど見えず。梅牟礼の城下木戸の濱といふところまで登り夜な夜な光り物となり・・〔同〕

(ハ) 手鉾太刀の事

佐伯重物手鉾といふ小刀は大明神嫡子惟基より相伝なり。・・承和七庚申(八四〇)の歳、豊後大夫惟基参内仕る。御番士の時節、或時、惟基此の刀を枕元に置き昼寝しけるに雅楽之助といふ公家見付けて、惟基は嶋の戎といひながら、若し名作の太刀に

やと思い、秘に立寄り、抜かんとするに抜けず。雅樂之助退き諸人に語りけるは、惟基が太刀は見道具ばかりなり。銅を鞘の中に作り籠めたるかという。

それにつき恥をあたえんと示し合せ、大竹の中に鉄を込めて、其上を錦以て包み、庭上に立て置き、今宵禁庭に降りし物ありと披露して、勅定に任せて惟

基に切るべき由を蒙り、惟基恐れず出で、八寸ばかり切下る。能く切れたる故末の残り、其の本に並んで大地に立つ。惟基之を見て是は降りたるものに非ず。我が太刀の程を見給わん謀也と憤りて其の本末を蹴散らかし悪口す。此の事叢聞に達し、流罪行わるべきに定まる。かかりける所に、禁中に火事出来す。惟基太刀にて大門の扉を引き放してあおぎ退け。或は押さえなどして手柄を以て鎮める。依つて流罪を遁れ、あまつさえ豊後守に任せられて下向しわんぬ。手鉾太刀は不拔乃太刀とも号するなり『梅牟礼実錄』

(ニ) 飛龍の太刀の事

此の太刀の奇特は鞘を抜けばはばき元より刃に龍の形あり。次第々々について上り、後には切先にあ

り、鞘にさす時はまた鞘について下りはばきの元に

あり。これによつて飛龍の太刀と号す〔同〕

(ホ) 神息太刀の事

寿永二年(一一八三) 緒方惟栄、平家を九州より追出、義経より神息刀拝領。元明天皇和銅元年(七〇八) 宇佐八幡に童子逢い槌を打つ。上手に太刀作りて帰る。あとをつけて見るに宇佐神前で見失う。さては八幡大菩薩の槌かと感銘。又佐伯惟定の息子

惟重の時、研の為京に登せしに、其夜惟重の息女急病に侵され絶入す。老臣いう、神息を京へ登せし故にやと。人を登せて大津の駅にて此刀を取返し、帰りて門に入るや否や息女快氣す。これ家を守る太刀の奇特なり『大友興廢記』

* 「神息の太刀」について次の二氏が佐伯史談会誌に発表している。

○ 『佐伯史談』 第五十八号 昭四〇 高木 嘉吉

氏(佐伯市)

○ 同 第五十九号 昭四四 近藤 正義

氏(臼杵市) 昭和十六年頃の資

料によるもの。

右の両氏の論をまとめて要約すると、

・昭和四十年十月八日大分市に於いて「上杉謙信展」に、宇佐神宮出品として「神息刀の太刀」展示あり
・寿永〜寛永四〇〇年余(惟栄〜佐伯惟重) 佐伯氏が所蔵し、以後は諸家に伝来、以後宇佐神宮に所蔵。
・和銅元年(七〇八) 現在まで一一八〇年余保存されたこととなる。

注⑩ 津 盛 城

(イ) 德川忠直、元和三年(一六一〇) 萩原に流され、のち津盛城へ移された。津盛の忠直の住んでいた館が津盛城『日本城郭全集』

(ロ) 大友義鑑公は大分市府内に御在城なり『大友興廢記』

(ハ) 大友氏入国が判然としないように、その居館についても異論が多い。鎌倉時代およびそれ以降の大友氏の居館は原則として上野原(たかごう)とする立場をとる(渡辺澄夫『大分の歴史』③)

注⑪ 霽鼓

(イ) 先ず軍始に両使者を打果たすべき御意ありて、

深田・野々下両人の宿所へ既に討手を向けらる『大

友興廃記』

(口) 深田伯耆守・野々下源左衛門を以て偽言の旨を断りけれども、義鑑曾つて承引せず却て両人を打果

す『『両豊記』佐伯惟治讒死之事』

(ハ) 探題義鑑の御下知として、今度佐伯へ討手を遣

す上は、右両使を軍始めに討取るべし〔『梅牟礼実録』卷の下〕

注(12) 逆生小竹葉

(イ) 親鸞行脚区の折、地にさした杖竹から生じたと

いう。鳥屋野の逆生竹は越後の七不思議の一つに数えられたものであるが、これはハチクの枝垂品であることが明らかにされ、現在文部省の天然記念物に指定されている。〔平凡社・百科大事典〕

(鳥屋野潟は新潟市の東南にあり、越後水郷景観の代表的地域)

(枝垂品一枝が下に垂れ下がる植物などをいう)

(口) (惟治) 持給う鞭を土に指置きたまえば、其後みどり出で、篠はらとなり、逆枝に蔓り今に在り、その時此所を「馬場の尾」と名付け給つ『梅牟礼実

録』

〈親鸞上人のありがたい話になぞらえて惟治公への敬慕、尊崇の気持ちを表すいい伝えであろうか〉

(ハ) 〔なお、最近、黒沢ゆかりの有志は「馬場の尾」を訪れ、「逆生小竹葉」を探索したが、今は桧が繁り、往年の痕跡すら認めなかつたという・・・〕

注(13) 后敵發疾而皆死

佐伯一統滅亡の後は、さまざまの神変を現し、祟をなす事止む時なし。

討手の大將近江守長景、俄に大病大發熱して身体焼くが如く、一昼夜にして死す。

日向三河内にて敵対したる本人、新名の一党悉くよろしからざる病を受け、數日を経ずして死絶えたる・・・其後御死骸に手掛、鎧甲に触りたる者、其外惟治公を迷霊と見掛たる者、まして面を合せたる者、一人も生きたる者なし〔『梅牟礼実録』富尾權現の由来〕

注(14) 諱若狭女郷民

馬上にて水まいらせし黒沢の多田弥四郎の娘若狭に乘うつり、地を走り水を歩む事、恰も平地を行くが如し。父に向かい、汝我を知らずや、佐伯惟治なり。我

旅の疲れに水乞たるとき、若狭に一言残すといえども

我帰城せず（日向で死）・汝等この若狭を崇めて所の長とも思うべし。此の黒沢に我靈を祭り・村を退転さすべしと託ありて絶息し・その後この言葉をたずぬるに不覺【同】

注（a）直 庭

「直」は從来「禁」と読み、「禁庭」即ち宮中の意味に解する考え方もあつたようだが、「禁」とは読めない。「庭（てい）に直（ちょく）す」と読んで意味が流れる。

注（b）賦 青 蝠

「賦（ふ）す」は難解。結局「となえる」意とどうて通訳のよう理解してみた。

注（c）為 笑

その直前の「弗勝」の句と因果関係にあり、「もし勝たないならば」人から「笑わ為（れ）ん」と続く文脈である。またすぐ後の「幾抜之」の「幾」は、「ちかからん」（早道であろう）と読めば文意がよく疎通する。「為」も「幾」も読みかたが多種類なので要留意の文字である。

注（d）二子亦害幼君而天俱從殉

【語注】のところで説明したとおり、「幼君」と「天（なる人）」は同一人物ととらえて読むべき。

注（e）欽

刻印は明らかに「金（かねへん）」であり、「欣（よろこぶ）」ではない。「おそれやまう」と訳した。

平四・一二・二六 稿完

平五・二・一五 改

平五・三・二四 完

あ と が き

梅牟礼の歴史をきざむ「大神氏合祀墓誌銘」の、解説

決定版をつくろうとの沢月氏の提案を受けて、平成四年三月から、旧拓本を元にして調べてきたが、欠字が多くまたそれが先輩たちの判断によつて決められてきた文字についても、疑問があつたりして、新たに拓本してもらつた。現地での現物にふれての検証なども何度もくりかえした。

一、拓本の採り直しによつて、あるいは不明文字が判明

するかも、との期待もあつたが、欠けて落ちて失せたものは、再び姿を見せてはくれなかつた。それにしても宮下良明氏（協力汐月三代吉氏）には、たいへんおせわになつた。とくに碑石と外壁との間隔が狭いため困難をきわめたようだつた。

欠字の読みかたは原則として従来の読みにしたがつたけれども、最後まで迷つた「在日南深山幽僻之地□

月」の箇所は自分で部分採拓をしたうえ、資料とつき合わせてみたりして、思い切つて「壱」と読んでまとめることにした（従来は「四」と讀んでいる）。

（附）せつかりっぱな拓本を作つてもらつたので将来の散逸をおもんばかり実物大コピー数部（一部は四枚一組）作つて保存することとした。

一、汐月氏とはここ数年来いくつかの碑文に、ともにとりこんできたが、今回も煩雑なワープロ打ち、とりわけ異体字等の造字技術、創意を駆使した編集作業などすべての業務に打ち込み、このようにまとめてくれた。

史談会副会長の仕事のほかに独歩來伯百周年、狩生先生遺作展の役員など、日夜忙殺のところ、勞をいとわ

ないご姿勢は敬服の至りである。

三、学友池田勘氏にはとくに漢籍関係で貴重な御教示を賜つた。先生も文化講座講師や独歩会副会長としての百周年記念事業の準備で多端の折、ご協力の程感謝に堪えない。

四、作業のあとをふりかえつてみると、すべて大先輩がた（益田・羽柴・清田他各先師のかたがた）のあとをまね（学）ただけである。

「なんといつても、佐伯氏の歴史を後世に伝えるまとまつた金石文として貴重に思つていただき、ご検討を加えて頂ければ幸いである」「異論あらばご教示を頂きたい」（昭和三九）との羽柴先生のお言葉に甘えて私見も加えさせてもらつた次第である。

五、参考資料等を多く添える形となつたのは右の事情にもよる。また古文・漢籍につながる箇所が、かなりあつたので、むずかしい資料もやむをえず織り込むこととなつたが、ご諒承願いたい。

六、参考文献、資料等の主なもの

大分県郷土資料集成・大友興廢記・梅牟礼実録・柳田國男全集・大分の歴史②③④・漢文大系（史記・十

八史略・平家物語・源平盛衰記・佐伯史談(44・58・59・71他)・大漢和他辞書辞典・史談会関係資料図書

(間接引用のもの)・新佐伯・大神氏佐伯氏系図他・碩

田叢史・吾妻鏡・上野国志・鎮西要略・速見郡史・日

本三代実録・豊後史蹟考・豊國小志・豊後全史・豊後

遺事・豊後国志他)

七、このたびのまとめの目的は

「ふるさとの歴史、それも代表的な話を、次代を背負うこどもたち、とりわけ、小中学生に読んでもらいたい」に尽きる。

したがつて「通訳」はつとめて平易に口訳した(口語訳は今回が初めてである)。小節ごとに解説したのもテキストふうに読みやすく、と考えたため。

『温古知新』(おんこちしん)「故きを温ねて新しきを知る」(『論語』のことば)、古いことをよく知つて新しいみかた、考え方を知る。

八、平成二年、地元西野地区六十世帯の人びとの、郷土をいつくしみ、歴史を大切に保存しようとの熱意と尊い淨財によって、千代鶴遺跡はりっぱに修復されたのである(新聞にも報道された)。

九、大永七年(一五二七)惟治、千代鶴父子逝く。天正

二年(一五七四)石打にお塔(惟治墓石の最古のもの)

の建立あり。いわゆるお塔の森の慰靈塔の建立は延々

百八十九年を経た宝暦十三年(一七六三)であつた。

それから三十年の後寛政五年(一七九三)、此の墓誌

銘は成る――

はからずも今年は建立二百周年を迎える――

ゆかりある多くの靈に・・合掌

佐伯市木立 木許 博

平成五年一月九日稿完